九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

東南アジアの会社制度（上）

高田，源清
九州大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/1587

出版情報：法政研究. 35 (5), pp.87-127, 1969-03-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

資料

東南アジアの会社制度（上）

高田源清

一　はしがき
二　中華民国の会社法
　(イ)　経済基盤　(ロ)　会社法（以上本号）　(ハ)　特別会社法　(ニ)　外資導入法
三　フィリピンの会社法
四　インドネシアの会社法
五　マレイシアとシンガポールの会社法
六　タイの会社法
七　パキスタンの会社法
八　ビルマの会社法
九　インドの会社法
十　セイロンの会社法
十一　オーストラリアの会社法
十二　結び

一はしがき

今日の世界経済では、一国のみの永続的な経済繁栄はあり得なく、そこに先進国が低開発国を援助しなくてはならぬ経済的理由がある。また先進国同志においても、相互の貿易振興、資金交流の自由化・活溌化が、企画される所以でもあろう。

わが国は、国際連合によって先進国が申合わせた国民所得一％以上の低開発国援助について未だその責任を十分に果していない実情にある。昭和三九年に池田内閣の当時ＯＥＣＤに加盟し（条約七号）、既に二七年からは国連の国際復興開発銀行、国際金融公社の機構でも加入し協力してきたが、三五年以来、国内的にも特殊法人としての海外経済協力基金（三五年法一七三号）を創設し、別に海外技術協力事業団（三七年法一二〇号）を創った。そしてさらにアメリカのいわゆる平和部隊に学んで各方面の専門家派遣による技術協力、約二〇カ所に亘る海外技術訓練センターの経営を行ってきた。またわが国が主導権をとってアジア開発銀行の創設を推進し、四一年にマニラに本店をおき、日本人を総裁とするものとして、活動を始めた。さらに、本年二月に創立総会を行い、三月から業務開始を行うこととなったアジア民間共同投資会社の活動に期待するところが大きい。(1)

しかし、筆者は、わが国は世界に広く散在する多くの低開発国の援助に力を注ぐ前に、今次大戦において多くの物的・人的・精神的に被害を与えた東南アジアの諸国への援助を優先実施する道義上の義務を痛感するものである。

けれども、その経済援助・協力が、過去において屢々行われたようなその国の為政者の個人的消費や、不生産的な記念碑・官公庁建設などに浪費されることなく、その国の国民経済全体の向上に役立ち、国民大衆の生活基盤の確立に奉仕するものとなるように監視指導すべきであり、その保障を確実にとった上で行うべきである。(2)

こうした保障と実効をあげるためには、わが政府当局はもちろん、向後において民間援助企業進出とともに援助すべきわが経済界が、それらの諸国の政治情勢・国民性・自然条件などは勿論、その国の経済条件・法制事情などの十分なる知識が不可欠である。

ところが、英米、西欧諸国とは著しく異なり、経済制度、法制事情にも、わが国と著しく違ったものをもつ東南アジアの研究は余りにも少ない。政府も、昭和三五年にアジア研究所（法律五一号）を創設し、いくつかの大学でも研究会、研究施設を持つものもあるが、未だ英米・西欧諸国の研究に比して貧弱すぎる嫌いを免れない。この意味で本稿も何等かの役割を果し得るかと考えて、敢えて紹介解説するものである。(3)

とりわけ、向後、企業進出を企図され、またはこれらの諸国の企業と貿易関係の開設拡大を意図される方々に多少でも役立てば幸甚である。しかし、わが国の経済人に望みたいのは、これらの国々への企業進出を単に低賃銀、厚生施設費無用などによる企業利潤の拡大などという意図を二の次として、日本政府援助に劣らぬ民間援助・現地人民の生活向上の機会と場所の提供として進出してほしいものである。少くとも、わが国での一流企業として自認している企業は、算盤をはずして応分の援助を、これらの諸国に行う意図でやってほしいものである。せいぜいで、内地での企業利潤率以上の利益搾取だけは企図しないでほしい。現にマレーシアのビナンに設けられたマラヤ八幡製鉄所の如く、現地政府も国民も、これを徳とするものであってほしいと願うのは無理であろうか。(4) ともかく、これらの地方に与えた日本軍隊の被害を考えるならば、国民一人一人が、そして企業の一つ一つが、自ら応分の償いをすることは、当然の責務と感じていただきたいものである。同じ意味で、これらの地方の国民、地場企業と貿易を行う商社、その他の企業についても同様である。しかし、事情不案内で、そして思い違いで、欠損をすることは全くないことを望むものである。この意味で、この地方の企業形態、とりわけ民間企業形態としての会社制度の相異点を正確に理解する

ことも一助となるかと考えるわけである。

なお、ここに特記しておきたいことは、一般に東南アジアと称する地域は、西はインド、パキスタンに、北および東は中国に境を接し、南は海をへだてて豪洲大陸に対する地域であって、ビルマ、タイ、ラオス、カンボジア、ベトナム、フィリピン、マレーシア、シンガポール、インドネシアの九カ国、人口約二億五千万人を擁する国々を指称するのであるが、本稿では上記の地域のほかに、豪洲、インド、パキスタン、セイロンを加えたのは、東南アジアの諸国の多くと法系を同じくする英法系であり、その同一法系の間での比較法的吟味が便宜であり、かつわが国の経済界の方々にも重要と考えたためである。そして反対に固有の東南アジアの地域内の国ではあるが、資料の入手のできなかったラオス、カンボジア、ベトナムを割愛せざるを得なかったことを、おわびしたい。

本稿のための諸資料は、筆者は昨四二年一月から三月にかけて、福岡経済同友会のメンバーと、東南アジア視察旅行を行った際に入手したものが多いが、法令の訳文などについては、特殊法人アジア研究所の発行されている多くの資料に負うところが多いことを明記しておきたい。

(1) わが国が、いわゆる低開発諸国に援助してきた実績については、科学技術調査委員会海外室編輯の「各国の経済開発と外資導入制度」福岡経済同友会「東南アジア経済視察報告」などに詳細である。

先ず、わが国の海外経済協力の行政事務は、対外的には外務省があたっているが、国内的には経済企画庁、大蔵省、農林省、文部省など区々であり、往々にして調整を欠き、それが実効を十分にあげ得ない一理由ともなっている。

経済協力のための主なる金融機関としては、政府の財政資金で運営されている日本輸出入銀行と海外経済協力基金の二がある。さらに技術援助の綜合実施機関として海外技術協力事業団が設けられている。輸銀は大蔵省の監督下に、基金は経済企画庁を主として外務・大蔵・通産などが参画し、技術事業団は外務省がやっている。

日本輸出入銀行は、昭和二五年法律二六八号によって創設された公法人銀行で、全額政府出資のもので、わが国と諸外国との輸出入、わが国の海外投資金融の面で、一般金融機関の機能を補完する目的で創られた、長期低利の一般の金融機関では採算にのらぬものをも対象とする。この輸銀は約六〇％を低開発国との取引に活用されている。通例は年利四％であってわが国の一般貸付金利八％の約半分である。

海外経済協力基金は、昭和三五年法律一七三号によって特設された特殊法人である。上記の輸銀は、海外投資にも融資するが主として貿易振興のためのものであるところから、この基金は、低開発地域の産業開発に寄与し、わが国と対手国との経済関係の促進にも資するような事業で、輸銀・市銀などから通常の条件で資金の融通を受けることの困難なものに資金供給するものとされる。そのため低利・長期の資金としての活用の必要から資金コストが安くなければならず、全額政府出資のものとなっているわけである。その運用資金は必要があれば、資金運用部からの借入れによることも輸銀と同じい。その実績は、一九六一年三件一、一五〇（単位、百万円）、一九六二年六件一、〇四三、一九六三年一一件、六、五五七、一九六四年一〇件五、七〇八、一九六五年一〇件六、一五六、一九六六年二一件二九、四九三、一九六七年二七件二八、八三六である。

海外技術協力事業団は、昭和三七年法律一二〇号同事業団法によって創設された特殊法人である。そもそも、わが国の従来の海外技術協力は、主として政府予算からの支出によって行われてきたが、その具体的実施は民間団体に委託していた。例えばアジア協会、ラテン・アメリカ協会、国建協会などがこれである。しかし、実施上の不便と効率の悪さにかんがみ、外務大臣の下に一手にこれを実施する機関として特設したものである。年間二五億ないし三〇億の資金で海外技術訓練センター、専門家派遣、研修員受入、基礎調査、単独機材供与、青年協力隊などを実施している。

アジア開発銀行（ＡＤＢ）は、四一年条約四号アジア開発銀行協定と、同年法律一三八号アジア銀行加盟措置法によって、日本が主軸となり、アメリカ・カナダ等の諸国の加盟出資によって、世界銀行のアジア版として創り、マニラに本店おき、日本人を総裁として出発したが、その後アメリカなどの出資拠出が十分でないが、日本は予定通り実施してを育てている。「アジア民間共同投資会社」（**Private Investment Company for Asia, PICA**）は、四四年二月一二日に創立総会を行い、三月から業務開始することとなった。同会社は払込資本金一六二〇万ドルとし、その分担は日本側、米側、第三グループ(豪、加、欧州)それぞれ五六〇万ドルとされている。一社当りの出資金額は日本側は一〇万ドル、その

他は二〇万ドルとし、株主は日本側五六社、米側及び第三グループはそれぞれ二八社としている。本店は税法上の都合でパナマにおくが、主な営業所は東京・日比谷の国際ビルにおくこととなっている。重役会は二二名とし、議長を除き各グループから各七名と定め、社長ラベスタイン氏の下に、副社長は日、米から各一名を選出する。この会社は、政府資金、世銀などは国管または公共企業を主として援助するに止まるが、これでは十分でないとして、主として現地企業の育成を図ることを目的とするものである。従ってその業務内容は、民生の向上に役立つ一般工業、農水産業、林業、鉱業に対して出資、貸し付け保証、技術経営指導を行うこととなっている。

(2) 特に東南アジアの諸国では、わが国が行った戦争賠償支払ならびに経済援助の資金が、往々にして政府当局者などの個人的または準個人的なものに相当量費消された事実は被い得ない。その顕著な事例は、インドネシアのスカルノ大統領の場合かと考えられるが、その他にも、そうした形跡が少くない。さらに全く民間資金により、現地の有力者などと合併事業を始める場合でも、先ずその最初の資金の相当部分が、その個人の邸宅建設費に使用されることが常例であるとされ、筆者もその事例を多く見聞し現認させられたところである。

(3) 昭和三五年法律五一号により特殊法人として設立された「アジア経済研究所」は、その資本金として政府が一億円を支出し、その他の者の出資を加えて設立された。同所は、「アジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ綜合的な調査研究を行ない、並びにその成果を普及し、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的」(一条)とするもので、特殊法人として、東京都に事務所をおき、役員として会長一人、所長一人、理事三人以内と監事二名以内をおき、別に参与会(一五名以内)をおき、専任職員をおく、監督は通産大臣とする(三四条)。戦前には、東京、大阪、神戸などの外専で、アジア地区の経済社会事情の研究が行われ、主として中国大陸・満洲を中心の研究に、山口高商の東亜研究所が「東亜研究」なる機関誌を、終戦時まで出し、多くの業績を示していた。

そして戦後においても、講和条約の締結前後から再び東ア地区の研究機関が、アジア大学はもちろん、東洋大学、早稲田大学、京都大学などの諸大学で活発となり、なかんづく昭和三〇年長崎大学五〇周年事業として創設された「長崎大学東南アジア研究所」は現在は、文部省の附置研究所として認められた専任教官をもつものとなっていることは注目すべき存在と言えよう。既に、九冊の東南アジア研究所報と二冊の双書を発行している。

二　中華民国の会社制度

(イ)　中華民国の経済基盤

台湾は、面積三五、九六一平方粁（九州よりやや小さい）、人口一、三一二万人（一九六七年五月現在）に過ぎないが、台北に中央政府があり、その下に台湾省と台北特別区とが存し、台湾省政府は台中の東方約四〇粁の中興新村にある。[1] 現在は蔣介石総統のもとに、臨戦体制下にあり、澎湖島では時折砲撃合戦も行われているが、本島は平和であり、治安も申分ない。一時の如く大陸進攻から大陸復光と、主スローガンも変ったかに見え、民生向上、経済発展に主力を注ぎ、着々と効果をあげている。外資導入にも積極的であり、とりわけ一九六八年から三ヵ年計画で中学校も義務教育化することとしている。[2]

そもそも、この台湾の主体的建設の始まったのは、蔣介石中央政府が台湾に移った一九四九年（民国元年）からであるが、当時は戦争の疲弊に加えて台湾遷都に伴って入国してきた約二百万人の大陸人の大陸人の渡台は、悪性インフレとともに極度の生活苦をもたらした。しかし大陸本土との抗戦体制下の復興工作の強行で、一九五二年末には、ほぼ戦前の水準に達した。そこで政府は一九五三年から経済建設四ヵ年計画を打出し、先ず第一期四ヵ年計画は一九五三―五六年とし、その基本計画は「台湾の工業をもって農業を培養し、農業をもって工業を発展させる」ことにおいた。第二期四ヵ年計画の一九五七―一九六〇年は、財政金融その他の一般経済基盤の確立によって反共復国の基礎を築くため、天然資源の開発、農業生産の増大、工業の発展、外国貿易の拡大により国民所得の引き上げ、雇傭の増大、そして国際収支の均衡の達成を計った。その間、農業生産の比重が下り、製造業の相当著しい上昇を見た。しかし、この期に一九四九年の三七五減祖、それに次ぐ農地改革が、その効を奏し、米の収穫高は、この期の間に一・五倍に上っ

たことは注目すべき点であろう。[3]そして第三期四カ年計画の一九六一年―一九六四年では、前記の第一期と第二期の基本線に沿って、さらに所得の増加、雇傭促進、外貨獲得に寄与する計画を優先し、他方重工業エネルギー産業と天然資源の開発と交通網の拡充を重点とし、農業の生産性向上をも企図したが、この間の工業製品の著増は括目すべきものとなった。それは一九五一年以来一九六六年まで続いた米国のMSAの年平均一億ドルに達する援助資金によることも著しかったと言えよう。[4]しかし、日本の撤退後に公営として接収した日本人各種企業の中、経営能率の悪いものを民営に移したことなど、産業構造の英断的改革も、あづかって効果があったことも忘れてはならない。[5]

そして、米国援助の形態・内容も、上記の期間中に何度も変更され、ついに一九六五年六月に打切りとなったため、日本の円借款による肩替りが行われ、[6]他方後述の如くシンガポールの独立による華僑の不安、さらに香港に対する中共勢力の浸透、加えてインドネシアの政権交替と共に起きた華僑弾圧などのこともあって、華僑資本が、最も安全投資地域として、この台湾をねらったことなどにより、依然順調な経済発展を続けている。[7]すなわち、目下第四期四カ年計画（一九六五年―一九六八年）を実施したところであるが、国内自給化の体制がほぼ確立を見、今や高度の工業化による輸出産業の育成に力をいれているが、熟練工の不足が技術高度化のネックとなり、重工業・化学工業の拡充のためのプラント機械などの輸入は莫大な金額を必要とし、それがこの国の国際収支の悪化を招来する危険をはらんでいる。そのために、種々の企業投資奨励法令を制定し、[8]かつ高雄に自由加工区域を設定して各国の資本投下、企業進出を期待し、[9]電力も水力・火力のほかに、原子力発電の開発も企図している。[10]

とりわけ、わが国とは、昭和二七年以来「日本国と中華民国との間の平和条約」（同年条約一〇号）、を締結し、三五年の「航空業務取扱」（同年外務省告示七四号）、四〇年の円借款協定ができた。その間わが国の中共貿易をめぐり、いわゆる吉田書簡問題などで多少の迂余曲折があったが、対日貿易は確実にのび、わが国への輸出は、砂糖・バナナ・木

材・米などが多く、一九六五年四月に締結された対華経済援助一億五千万ドルの円借款協定は、第四期四カ年計画の重要な資金源を構成し、この五カ年に亘る借款を効果的に運用するため日華両国政府は毎年当該年度にとりあげる対象プロジクトを選定実施してきている。[11] それと共に、民間企業の台湾への進出も漸く活溌になっている。[12]

（1）台湾の人口は一九五三年には八四三万人であったものが、一九五五年に九〇七万人、一九五七年に九六九万人、一九五九年一、〇四三万人、一九六一年一、一一四万人、一九六三年一、一八八万人、一九六四年に一、二三五万人、一九六六年一、二九八万人となり、一九六七年五月には一、三一二万人（但し軍隊及び外国人を含まず）となっている。すなわち過去十年間年率平均三・五％の増加率であったが、一九六六年はややへり二・九％であった。まだ著しくはないが、ここでも人口の都市集中化が目立ち初め、首都台北は一二〇万、高雄七〇万、台南五〇万、台中四〇万、基隆三〇万となっており、全国人口密度は一平方粁当三六四名で、オランダの三六六名（一九六五年）に次ぐ二位で、日本の二六八名（一九六六年）より約百名も多いことになる。

台北に蔣総統の下に国民議会があり、七〇名の任期のない議員を擁するが、その殆んど全員は大陸からきたもので占め、既に年齢的にも老年であり、実力も少く、台湾の民意を反映する機能がない。故に台湾の民意の動きを見るには、四年毎に改選される台湾省議会（定員七五名、内五名は女子であることを制度的に定め、現在一〇名の女子議員がある）の動向こそ、注目すべきであろう。

（2）教育制度は、六年制の小学校、三年制の中学校、専門学校、大学という制度であり、技術部分の専門学校、師範大学に特に力を入れている。

そして、その義務教育の普及度は九七％の就学率を示しているが、一九六八年から三カ年計画で、中学校まで義務教育化することで、校舎、教員の改築、増員を行っている。

（3）農業改革は、米国の援助でできた中国農村復興委員会の下で、一九四九年以降数次にわたって行われた土地改革が中核である。すなわち「耕者有其田」（自作農創設）を最高原則とし、民主的かつ漸進的に実施したところに特色があり、成功の因があったと考えられる。すなわち一九四九年六月に、先ず「三七五減祖」（小作料を最高三七・五％に制限するこ

と、当時小作料は平均五〇％、最高七〇％）を実施し、次いで一九五一年六月「公地放領」（公有地払下げ、日本政府と日本人より接収した全省耕地の二〇％にあたる土地を、年収の二・五倍の実物で一〇年分割払いとして払い下げ）を実施し、第三段階として一九五三年一月に「耕者有其田」（地主の所有する農地を三甲歩（三町歩）に制限し、農民の約三分の二を占めていた小作人に開放）を実施した。その地価の支払方法は公有地と同じく、農民は年収の二・五倍の実物を十年間政府に支払い、地主は政府から地価の七〇％を土地実物債権（年利四分、一〇年分割払い）で、残りの三〇％は公営企業の株券（セメント公司三七％、紙業公司三三％、工鉱公司一七％、農林公司一三％、計六、六八二万七、一九〇株）で支払った。さらに一九六二年から土地利用率を高めるため単位面積収量の増加と近代化をはかるための「農地重劃」（農地調整整理）を実施してきている。

この農地改革と併行して、宅地についても「都市平均地権」条例を一九六四年に実施し、宅地所有者に対し、その面積に応じて累進課税を行い、他方不在地主には、課税額を二倍にするなどの方法をとってきた。

（4）米国の経済援助は、一九五一年に開始され一九六四年末まで一五カ年間に、一二億九千万ドルに及んだが、一九六五年六月末をもって、台湾経済が自立態勢に入ったことを理由に打切られ、余剰農産物の援助だけを続けることになった。上記の援助に年平均一億ドルで、一四億ドルのものが、上記の如き実施額で終ったが、この米国の援助についての詳細は、笹本武治編「台湾の産業構造」アジア研究所、研究参考資料五九集八頁以下参照。

（5）台湾では、日本人各種企業資産の接収と、公営企業の創設（国営三、国省合営七、省営一二）が、経済産業の重要な支柱となっている。接収された企業は、中国石油公司、台湾糖業公司のほか、台湾電力公司、台湾肥料公司のほか、銅鉱、機械、造船、セメント、紙業、窯業、紡績、油脂、石炭などの重要産業を網羅していた。しかし、一九五三年に公営事業民営移転条例が公布され、セメント、紙業、農林、工鉱の四公司を民営に移し、他方新規工業を民営で奨励したため、一九五二年には、全財政収入の一七％、一九六五年には二一％を、公営事業収益と公益財産収益で占めていたものが、除々に低下し、民営の工業の割合が、その付加価値生産の面でとらえた場合、一九五二年の四三％から一九六〇年に五四％とふえてきて、その後も、平均一七％近くの工業生産総指数増加を示してきている。

（6）一九六五年四月二六日に、日本政府は一・五億ドルの対華円借款を供与する取極を行い、一九六五年一二月に先ず第一年度の分として一二プロゼクト総額約四、五〇〇万ドルを、次いで六六年一二月に第二年度分として、一二プロゼクト総

額約三、一三〇万ドルを、そして六七年一二月に第三年度分として、同額の援助が行われ、さらに六八年度分の支出も予定通り決定済みである。

その借款条件は、(A)基金の部分は償還期間二〇年（据置き五年）金利三・五％とし、㈠曽文水庫計画、㈡高雄第二港口に、(B)輸銀からの分は、償還期間一二―一五年（据置二―三年）金利五・七五％とし、㈠台北橋再建、㈡高雄及び基隆港湾開発、㈢電力開発、㈣製鉄工場の建設及び唐栄鉄工廠の改修、㈤台湾肥料公司の新規プラント、㈥台湾糖業公司の生産設備近代化、㈦台湾機械公司の生産設備近代化、㈧台湾電信総局の電気通信施設、㈨台湾アルミ公司の生産設備改善、㈩台湾肥料公司の生産設備改善、㈪台湾造船公司の生産設備近代化である。

（7）後述の如く、一九六五年にシンガポールがマレーから独立し、しかも英国軍は一九六九年にシンガポールから全員引上げることが決定されており、インドネシアからは、スハルト政権により華僑追出しが行われ、マカオは中共の実質支配下におかれ、香港への中共の圧迫も漸くきびしく、最も安全な投資地区として、これらの華僑は、日本と台湾を、それぞれ第一、第二とする動きが著しい。

（8）内政の安定と経済機構の急速な進展を期するには、既述のような外国政府の資金援助のみでは不十分であるため、諸外国の民間投資と、海外にいる同胞華僑の投資を誘導する必要があるとして、次のような諸法律を制定して、優遇措置をとるに至った。

(1)「外国人の投資に関する法律」（一九五四年七月一四日総統令公布・一九五二年一二月一四日修正）
(2)「華僑の帰国投資に関する法律」（一九五五年一一月一九日公布・一九六〇年三月二六日修正）
(3)「投資の奨励に関する法律」（一九六〇年九月一〇日公布・一九六五年一月修正）
(4) 華僑および外国人が投資のため輸入する物資処理弁法」（一九五六年一月一七日公布・一九六一年四月三日修正）
(5)「投資奨励条例施行細則」（一九六一年一月公布）
(6)「外国人及華僑の投資元金とその利益の外国為替取組申請審査規則」（一九五九年一月公布・一九六〇年七月改正）
(7)「技術合作条例」（一九六二年八月公布・一九六四年五月改正）

（9）高雄は、現在人口七〇万を擁し、台湾の従来の工業地帯は、基隆を中心としていたが、近代工業の発展には地区が狭く、且つ「雨の基隆」と称される程に多雨地帯であるなどの条件の悪さをさけて、新しい一大工業地帯の造成を期して建設し

ているのが、この高雄地区である。とくに従来の工業地区、そして港湾施設の改良拡充には限度があるところから、円借款で新港口大工事を行い、その埋立地を中核とする土地に自由港区域を開発しているのが、同地区をA、B、Cの三地区に分ち、A地区では政府自体が二階建の工場用の建物を数十棟を建築し、その一棟又は一階または二階を別々に貸与し、外国資本に試験施業をさせる便宜を供し、C地区では、最低限規格をおき、それ以上の敷地を年賦販売して本格的事業を行わせようとの工夫で、B地区はこの加工区の管理センターをおいている。この運営法規としては、「加工出口区設置管理条例」（民国五四年一月三〇日総統令）なお、現在同地区に進出している日本企業は、後述註一二に掲げる通りである。

(10) 中華民国の電力は、日本統治時代の施設を接収して、その後、美援、日援によって拡充してきたところである。北回帰線を中央にもち雨量も豊かな上に、玉山を初め日本の富士山よりも高い山がある上に、森林資源も豊富で水力電源の開発の条件は極めて良好であり、日本の如く補償費に大半の費用を喰われることもない。日本援助のプロゼクトの一に曽文水庫の建設もあるが、同国はこれが、最近は西側の北部海岸に、原子力発電所の建設に着手し初めている。国営の台湾電力公司は、極めて意慾的な経営を行っており、工業化への基礎として、注目すべきものがある。

(11) この円借款によるプロジェクトは、既掲の「註六」に列挙した如く一貫製鉄所、曽文水庫（ダム）、台湾電力、台湾糖業、台湾肥料、高雄港整備など、公共施設と公営企業に投下され、プロジクトローンの性格をもち、しかもいわゆるひもつきで、日本商品・日本技術の輸入に限定されていることを特記しておきたい。

(12) 民国五四年一月の外国人投資および技術合作簡表によれば、米国の投資会社は三七社、日本三七社、パナマ四社、英国一社、カナダ一社、香港一社、フィリピン一社であり、米国は人造繊維、製薬、化学、潤滑油、ミシン等のほか、信託銀行、国民住宅などと幅広く投資現地企業を創設しているが、日本は製薬の一一社のほか、通信機、電気器具、耕運機、変圧器、合繊などであるが、製薬、電気器具などは、内地の代表的競争会社が、そのまま競争進出している実情にある。

次に日本の企業で、台湾会社と技術提携しているものは、早く一九五二年以来の日本鉱業と台湾金属鉱業公司の間の銅鉱処理の技術指導に初まり、一九五四年に関西ペイントと中外製薬が、一九五五年に東京芝浦電気、一九五六年に旭硝子が、それぞれ行い、一九五七年に入って松下電器、住友電気など八社が、それぞれ現地法人と、さらに一九五八年には、日産自動車、日本電気、沖電気など七社、一九五九年に、横浜ゴム、協昭発酵など四社、一九六〇年に日本油脂、三洋電機、ヤンマーディーゼルなどの四社、一九六一年には三井物産、ブリジストン、神戸製鋼など八社、一九六二年に井関農

機、日立、本田技研など一五社、一九六三年には、八幡製鉄、三菱重工など一一社、一九六四年には日立など一一社、一九六五年には大阪変圧器、住友電工、安川電機、旭ガラスなど十七社に及び、その後も活発であるが、その提携期間は、長いものは十年、短かいものが二年などのもの、毎年更新のものもあり区々である。ために既にその期間経過済みのものも存する。なお、この技術提携は、日本側の会社そのものが八四件と最も多いが、米国三二件、西独五件、イタリー三件、スイス一件である。

なお、高雄加工出口区に進出している日本工場は、三美電子公司（バリコン、資本金三〇万ドル、日本資本の出資割合一〇〇、雇用人員一、一六五名）、日立電子公司（記憶盤、五万ドル、出資比率一〇〇、雇用人員五三二名）、衆信電子公司（トランジスターラジオ、二万五千ドル、八〇％、雇用二〇〇名）、新光化学公司（ケミカルシューズ、四万一千ドル一〇〇％、九〇名）、安川化工公司（ビーチサンダル、八万三千ドル、一〇〇％、二七〇名）、湊屋手套公司（装飾用手袋、五万ドル、五〇％、三〇〇名）、東洋通信公司（トランジスタラジオ、五万ドル、一〇〇％、一五六名）、白砂電子公司（トランジスタラジオ、五万ドル、一〇〇％、一二〇名）、鈴木陶器公司（陶器玩具、一〇万ドル、一〇〇％、二〇〇名）、連合機械公司（舶用エンジン、二万五千ドル、六五名）、公信洋傘公司（洋傘、五万ドル、八〇％、一二一名）、遠東電子公司（イヤホーン、二万五千ドル、五〇％、六四名）などが、一九六六年一二月現在の進出企業である。

(ロ) 会社法

中華民国の会社法としての最初の立法は、清朝の光緒二九年（一九〇二年）一二月五日公布の「商部奏定商事律」であるが、同法は商人通例九カ条と公司律一三一カ条からなっていた。その後、この制度の根本的改正を意図して「大清商律草案」が、当時の立法機関であった資政院に附議されていたが、清朝の滅亡のため日の目を見ないことになった。同法案は、日本の明治三二年（一八九九年）商法を範として、商法総則七章八四カ条と公司律六章三三四カ条から構成されていた。

ところが、中華民国が建国されてからは、一応は民国元年（一九一二年）三月一〇日の臨時大総統令で、依然として

前記光緒二九年の商律もその効力を保持することとされた。しかし、その後前記草案に多少の修正を加え、かつ商人通例と公司条例とを別個の単行法として制定した。それが民国三年（一九一四年）一月一三日公布の商人通例（二五一カ条）と、民国三年（一九一四年）三月二日公布の公司条例であった。

その後民国一六年（一九二七年）に、国民政府が南京に設立され、その立法院で不平等条約撤回の要求の前提として、法律の整備を急いだ。その一つとして、民商法はスイスの立法例にならった民商合一主義の立場に立って行うこととなり、民事と商事に関係するものを一つの民法典にまとめ、それ以外の部分を単行法とする形式をとった。この意味で会社法は単行法形式によって民国一八年（一九二九年）一二月七日第六四立法院会議で可決され、同年一二月二六日国民政府令として公布、同年七月一日実施となったのが「公司法」で、六章二三二カ条からなるものであった。

その後、一九四五年（民国三四年）に、第二次大戦が終了したが、間もなく中央革命によって蔣総統の率いる国民政府は台湾地区に移転し、既述のような政治組織をとり、他面その経済産業の復興を急いだが、もちろん自力だけでは足りず、米国の経済援助も受けた。しかし復興のための工業建設と農業振興にも、大量の資金が入要であり、外資導入をも図る必要性に迫られた。それには健全な会社制度の確立整備が不可欠とし、早速民国三五年（一九四六年）四月一二日国民政府令で公布し、同日施行としたのが公司法（三六一カ条）であった。

ところが、その後、その産業経済地盤の強化には、米国の政府援助のみでは不十分で、外国の民間資本の導入も緊要として、各種の投資勧誘立法も制定され、その外資導入にあたって、その企業形態の基本立法である公司法が、諸外国と著しく異なるものであっては困るわけで、その公司法改正を研討すること約五年で、民国五五年（一九六六年）七月五日に立法院で可決され、同年七月一九日公布同日施行となった「公司法」が現行法なのである。この公司法改

正にあたっては、㈠アメリカ会社法、㈡ニューヨーク事業会社法、㈢西ドイツ株式法、㈣フランス商事会社法及び関係法令、㈤イギリス会社法、㈥日本商法、㈦日本会社更生法、㈧アメリカ証券取引法、㈨アメリカ会社更生法令などを、特に参考としたとされている。

本法の構成は

第一章　総　則（一―三九条）
第二章　合名会社（無限公司）
　第一節　設立（四〇―四一条）
　第二節　会社の内部関係（四二―五五条）
　第三節　会社の内部関係（五六―六四条）
　第四節　社員の退社（六五―七〇条）
　第五節　解散、合併及び組織変更（七一―七八条）
　第六節　清算（七九―九七条）
第三章　有限会社（有限公司）
第四章　合資会社（両合公司）
第五章　株式会社（股份有限公司）
　第一節　設立（一二八―一五五条）
　第二節　株式（一五六―一六九条）
　第三節　株主総会（一七〇―一九一条）
　第四節　取締役および取締役会（一九二―二一五条）
　第五節　監査役（二一六―二二七条）
　第六節　会社の計算（二二八―二四五条）
　第七節　社債（三四六―二六五条）

第八節　新株の発行（二六六―二七六条）
第九節　定款の変更（二七七―二八一条）
第十節　会社の更生（二八二―三一四条）
第十一節　解散、合併及び組織変更（三一五―三二一条）
第十二節　清算（三二二―三五六条）
第六章　株式合資会社（股份両合公司）（三五七―三六九条）
第七章　外国会社（三七〇―三八六条）
第八章　会社の登記及び認可（三八七―四四六条）
第九章　付　則（四四七―四四九条）

以上の編別で直ちに看取されることは、前述のように、米、英、仏、独などの立法を参照したと称しているにもかかわらず、わが商法の会社編のそれに最も似ることを発見せざるを得ないが、これは実は既述の民国一八年法が、日本商法を範としたもので、その改正という立法技術上のそれもあるであろうが、台湾には日本領土下にあった時の日本教育、日本法の影響が底流に見える気がする。合名会社の各節の定め方、監査役制度を有すること、新株発行の制度位置などが著しい。これに対して有限公司を無限公司の次に規定したり、株式合資会社としての股份両合公司の制度を依然として保有しておること、さらに会社の登記と認可制度を、特別に一章を設けて定める点などは、後述の如く同国の会社制度全般を理解する上からも重要な一点であることを失わぬ。しかし罰則の章を設けていないことも注目すべき点であろう。

また同国の三五年公司法に比するならば、新法では、三五年法の第一章の定義、第二章の通則と、株式会社の章の中に規定していた支配人（経理）の規定をまとめて新第一章とし、同じく第五章に株式会社の新株発行、会社の更生

合併・組織変更の三節を加えた点が、規定体裁に見える相異点と言えよう。しかし規定内容の点からは、アメリカ法および日本法と同じく授権資本制を採用し、株主総会と取締役会の権限の区別を明確にし、累積投票制の全面的採用をした。さらに、日本法と異なって取締役・監査役・支配人の資格制限をおいたこと、少数株主の保護、株式配当、企業合併手続を簡素化したことなど、三五年法と著しく異なるところであり、更生に関する規定を株式会社の規定中に入れてしまったことも一特色と言えよう。

尚、この新公司法は、その後民国五七年（一九六八年）三月二五日に、株式会社の監査役についての第二一八条と、有限会社の第一〇八条の改正という小改正を施して現行法となっている。

以下、新公司法を章を追うて比較法的に吟味することとする。

(1) **総則**　先ず一条では、同法にいう会社の定義を定め、「会社とは、営利を目的として、会社法の規定によって組織され、登記によって成立した社団法人である」とする。わが日本商法では、会社は「商行為ヲ為スヲ業トスル」ものとしながら（日商五二条一項）、別に「営利ヲ目的トスル社団」で会社編の規定によって設立したものも会社と看做すこととしているので（日商五二条二項）、内実的には中国法と同じく、登記によって権利能力を取得する点も同様と言える（日商五七条）。そして社団すなわち複数人の社員から成るとする点も同じいが、日本の株式会社は成立条件としては七名以上の株主を必要とするのに（日商一六五条、一六九条）、存続条件としては一人でも差支えないこととして（日商四〇四条、九四条）、社団性に例外を認め、従って一人会社の存続を認めるが、中国法では株式会社は七人以上の株主を成立条件とし（二条一項四号）、存続条件も同じく七人以上の株主の存在を要求し、七人未満となった場合は、解散理由としている点で（三一五条）、一貫して社団性を要求している。

次に二条では、同国公司法上の会社の種類を定め、合名（無限）、有限（有限）、合資（両合）、株式（股份有限）、株式合資（股份両合）の五種の会社（公司）を認め、すべて法人とする点は、わが国と同じいが、英米、そしてその系統をひく東南アジアのフィリピン、マレシヤなどと異なる。㈠合名会社(無限公司)は、二人以上の社員によって組織され、社員は会社の債務について連帯弁済の無限責任を負うものとし、㈡有限会社（有限公司）は、二人以上二〇人以下の社員によって組織され、社員はその出資額を限度として会社に対して責任を負うものである。わが日本は、有限会社法を商法典とは別個の単行法典としているが、これは他の会社と同じく商法典の会社編に加えるべきであったが、立法の便宜上に止まるもので、中華民国では、公司法に加えたのは当然であるが、会社の性格からして、次の合資会社（両合公司）の次か、株式会社（股份有限公司）の次に入れるのが、より適当であったのではないかと考える。けだし、株式会社と同じく物的会社であって、人的会社性を保有する合名と合資を並べる方が理窟に合っていると考えるからである。なお、日本の有限会社の社員数の最高限を五〇名としているのに、中華民国のこの公司法は二〇名としている点は著しく異なる。㈢合資会社（両合公司）は、一人以上の無限責任社員と一人以上の有限責任社員によって組織され、無限責任社員は会社の債務について連帯弁済の無限責任を負い、有限責任社員はその出資額を限度として会社に対して責任を負うものとする。すなわち、わが日本の合資会社の有限責任社員は、出資額を限度として会社の債務者に弁済の責に任ずることとなっているのに対し（日商一五七条）、中華民国公司法の合資会社の有限責任社員は、会社に対して責任を負うこととしている点が異なる。すなわち日本のそれは、いわゆる直接責任であるに対して、中華民国のそれは間接責任を負うものである。㈣株式会社（股份有限公司）は、七人以上の株主によって組織され、全部の資本を株式に分ち、株主はその引受株式について会社に対して責任を負うものとする。㈤株式合資会社（股份両合公司）は、一人以上の無限責任社員と五人以上の株主によって組織され、無限責任社員は会社の債

務について連帯弁済の無限責任を負い、株主はその引受株式について会社に対して責任を負うものである。この株式合資会社制度は、日本が指導して制定した満洲国の公司法の制定のときは、これを加えず、さらに昭和二五年の日本商法改正の際には、無用として廃止した制度である。(1)

（1）中華民国の公司制度の利用状況は民国五七年（一九六八年）六月末現在で、無限公司三五社、有限公司一〇、九七一社、両合公司二六社、股份有限公司一五、一一八社、股份両合公司〇社、外国公司一四五社と称される。

次に会社の商号にはその種類を表示しなければならぬ点は（二条二項）、日本法と同じいが、その商号は同種の営業を営む会社については、その会社種類にかかわらず、全国にわたって同一または類似の商号を使用できないこととする点は、日本法が同一市町村に限る点に比してきびしい。会社の住所は、その本店の所在地とすることは（三条一項）日本法と同じい。

会社の能力の制限は、日本法に比しきびしく、英米法に近い制度を採用している。すなわち㈠会社は他の会社の無限責任社員または組合事業の組合員になれない。さらに有限責任社員または株主となるときは、その投資の総額は、投資を専業とするものを除いて、払込資本の四分の一を超えることを得ないとされる（一三条一項）。㈡さらに会社は登記範囲以外の業務を営むことはできず（一五条一項）、会社の資金は株主または他人に貸付けることはできない（一五条二項）。㈢会社は法律または定款によって保証を業務とするものを除き、いかなる保証人にもなることができない（一六条一項）。㈣さらに負債の禁止を行っている。すなわち会社は生産設備の拡張、固定資産の増加、または他の事業への投資を行うときは、増資または新株発行をしなければならず、借款を行うことを禁じている。特

に政府の許可によって長期借款を行ったときは、各償還期毎に増資または新株発行で処理すべきものとしている（一四条一項）。

次に「会社の責任者」なる概念を定め、次のものをこれに該当すると定めている（八条一項）。すなわち ㈠合名会社または合資会社の業務執行社員または代表社員、㈡有限会社の取締役または業務執行社員、㈢株式会社の取締役、㈣株式合資会社の無限責任社員がこれである。なお次の者はその職務遂行の範囲内では責任者と看做すことを定める（八条二項）。すなわち、㈠会社の支配人または清算人、㈡有限会社の監査役、㈢株式会社の発起人・監査役・検査役または管財人、㈣株式合資会社の監査役または検査役がこれである。

中華民国でも、会社の成立は登記を要件とすることは日本商法と同じいが、すべて中央主務官庁に登記することとし、かつ登記証の発行があって初めて会社成立とする点は注目すべきである（六条）。特別法で特別免許を要するものについては、その免許証を得た後でないと営業登記はできない（一七条）。そしてその主務官庁は、中央政府では経済部、省では建設庁、行政院直轄のものについては社会局とされている（一五条）。

中華民国では、日本の如く会社は私的自治に委せられず、主務官庁に業務の検査権と決算書類の審査権を与えていることは特徴的と言える（二〇―二二条）。すなわち ㈠主務官庁は何時でも会社の業務および財務状況を検査し、経営に不当の事実を発見したときは、その誤りを正すことを命令できる（二一条）。㈡会社は各営業年度の終りに、営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書を、社員の同意または株主総会の承認した日から三〇日以内に主務官庁に提出すべきものとする（二〇条）。㈢主務官庁は、決算書類の審査について疑問を生じたときは、会社に証明書類、領収証または帳簿などの提出を命じ得る。ただそれらは秘密を保持しかつ三〇日以内に検査して返還すべきものとしている（二二条）。このような立法態度は、強度の統制指導下におかんとする同国の特殊事情によるものと言え

るが、筆者は別の理由から日本の株式会社について、行政監督制度をとるべきことを主張するものである。

会社の裁判所による解散命令の制度は、日本商法と似るが、やや弾力的規定をもち、かつ中央主務官庁の意見をきく場合を定めるなどは面白い（一〇―一一条）。清算制度の通則は特別のことがないが（二四―二五条）、政府・法人の社員・株主について特別規定をおいている。すなわち政府または法人が社員または株主であるときは、その代表者が会社の執行機関になることができるとし、それらは職務の関係で随時改任できることを明定している（二七条）。

会社の公告は官報又は会社本店所在地の日刊新聞に行うことは、日本法と同じい（二八条）。

注目すべきことは、会社法の通則に支配人（経理）に関する規定をおくことである。すなわち会社は定款規定により支配人をおくことができるとし、それが数人のときは、一人を総支配人とし、他を支配人としなければならぬとする（二九条一項）。その選任の方法は会社種類別に異なるが、日本法と似る。ただ総支配人をおく会社では、他の支配人は総支配人が行うこととしている点は特記すべき点である（二九条三項）。そして支配人の資格を限定し、㈠内乱・外患の罪を犯したもの、㈡詐欺・背信・横領の罪又は商工業の管理法令違反で一年以上の懲役を受け、満期から二年を超えない者、㈢公務従事中に公金費消して確定判決を受け、刑期満了から二年を超えない者、㈣破産者で復権以前の者、㈤債務に関して信用を失う重大な事情があり、その債務未了の者、㈥行為制限能力者は、すべて欠格とし、その違反者は解任しなければならぬとする（三〇条）。この支配人の義務として㈠競業禁止（三二条）、㈡決定・決議の遵守（三三条）、㈢特殊の申告・公告（支配人の株式保有数、その増減）（三七条）、㈣帳簿・書類の作成責任（三五条）を列記する。

(2) **合名会社**（無限公司）　同国の合名会社は、その社員の半数以上が国内に住所を有することを要すること（四〇

条一項）、会社の内部関係は、法律の定めあるものを除き、定款で定めるとすること（四二条）（日本の場合は民法の組合に関する規定の準用）、資本の維持につき、利益配当の制限（六三条）、債務者の相殺の制限（六四条）などを定めること以外、日本商法の合名会社について定めるところとほぼ同様である。

(3) **有限会社**（有限公司）　この有限会社は、既述の如く社員の最高限を二十人とし、かつ合名会社の場合と同じくその半数は国内に住所を有することを要すると定める（九八条）。ただ、後述のように、「外国人の投資に関する法律」または「華僑の帰国投資に関する法律」によって設立される会社は、この住所に関する規定の制限を受けない。出資の払込は全額払込主義であり、対外募集は許さない（一〇〇条）。その持分には持分証券を発行するが（一〇四条）その譲渡は、他の社員の過半数の同意がいる（一一二条一項）。しかし取締役・業務執行社員または監査役は、他の社員全員の同意なくては譲渡できないとする（一一一条二項）。

有限会社の管理につき、先ず社員総会があるが、その議決権は出資の多少を問わず、各社員は一議決権を有するとし、ただ定款で出資比例とすることができるとして（一〇二条一項）、人的会社に近い扱いをしていることは注目すべきである。有限会社は、定款で業務執行社員をおくことができ（一〇八条一項）または取締役を選任して業務執行させることもできるとする（一〇八条二項）。業務の監査権はすべての社員に存し（一〇九条一項）、とくに監査役をおくこともできるものとする（一〇九条二項）。計算書の承認は社員総会で行うが（一一〇条一項）、それを社員に送達して一カ月を経て異議がなかったときは、承認したものと看做すこととしている（一一〇条二項）。法定準備金は資本総額に達するまで百分の十を積立てさせる（一一二条）。資本減少は絶対に禁止し（一〇六条一項）、増資は総社員の同意できるが、社員は同意したときも増資に応ずる義務はなく、そのときは総社員の同意により新社員を加入させるわけ

である（一〇六条二項）。この意味では、社員の有限責任原則を崩していない。組織変更は、社員が七人以上あるときに、その総社員の同意により株式会社に変更することを認める（一〇六条三項）。

(4) **合資会社**（両合公司）　合資会社については、本法四章の特定規定するところ以外は、合名会社の規定を準用し（一一五条）、有限責任社員は信用・労務の出資ができなく（一一七条）、業務執行権・代表権のないこと（一二二条）競業の自由があること（一二〇条）、死亡の場合に持分相続を認めることなど（一三三条）、わが日本商法の合資会社とほぼ同じい。

(5) **株式会社**（股份有限公司）　先ず株式会社の設立は、発起人七人以上であって、その半数は国内に住所をもつものであることを要する（一二八条一項）。ただ外投法・華僑投資法による会社は、この住所制限規定の適用がないことは、既述の有限会社の場合に同じい。その発起人資格としては、行為無能力者、制限行為能力者を欠格とし、法人は会社のみは、発起人資格があるとする（一二八条二項三項）。定款の記載事項は絶対と相対とあり、授権資本制をとり、株式の総数を絶対記載事項とし、数回に分けて発行するときは、その設立時の数は相対的記載事項に入れている（一二九―一三〇条）。しかし、それは少くとも総数の四分の一以上を要求する点は（一三三条二項）日本法と同じい。設立方式には発起設立と募集設立の両形式を認めるが、発起人が五〇名以上の場合の発起設立には、募集設立の規定を準用すると定める（一三六条）。募集設立で株主を募集するには、一定事項を記載した届書を中央主務官庁に出して、その許可を受けなければならぬとする（一三三条）。また目論見書を強制され、それの記載事項を決定する（一三七条）。さらに株主募集の不許可・許可取消の制度をおいている（一三五条一項）。すなわち㈠届出事項に違法・虚

偽があったとき、㈡届出事項に変更があって指定期間に補正なきは、主務官庁が不許可・取消ができる。その許可取消のときは募集を中止し、すでに募集したものには、法定の最高利息を付し返還すべきものとする（一三五条二項）。

株式の申込は、法定の株式申込証により行い、プレミヤム発行も認めること、日本法と同じいが、株式引受の取消の制度はやや異なる。すなわち設立に際して発行する株式の総数の引受後三カ月を超えて未だ株金の払込が完了しないとき、または払込完了後、発起人が二カ月以内に創立総会を招集しないときは、株式引受人はその引受を取消し得ると定める（一五三条）。創立総会のやり方、その議決方法などは、後述の株主総会の規定を準用することは、日本法と同じい。また発起人に引受未済または払込未済の株式についての引受・払込責任を課することは（一四八条）、日本商法一九二条と同様であり、任務懈怠の責任（一四九条）、不成立の場合の責任（一五〇条）なども同じいが、設立登記前の債務については登記後においても発起人の連帯責任としていることは（一五五条二項）、わが国の場合、発起人か、会社かに疑義があるところであるだけに、明白にしたことは好ましい。

株式の均一性（一五六条）、出資の目的の現金原則（一五六条）などは同じく、また授権資本制をとるが、設立当初に少くとも、その四分の一以上を発行することを要することも同様である（一五六条二項）。ただ主務官庁は、その企業の性質と実情を考慮して資本の最低資本総額を定め得るとすることは（一五六条三項）、同国の企業政策の強さを示すものの一であろう。また株式は額面株のみで、無額面株の制度は採用していない。しかもその株式の券面額を下まわる発行を禁止することは勿論である（一四〇条）。ただ、「特別株」の制度を定め、それは定款記載事項とする（一五六条）。その定款には㈠特別株に利息または利益を配当する順序、定額または定率、㈢特別株の株主が行使する議決権の順序または制限、㈣その他の特別株の事項とする（一五七条）。この特別株は、利益または新株の発行による資金で回収できるが、定款所定の特別株主の権利を侵害

してはならぬとし（一五八条）、その特別株主の議決権につき特別の決議を定める（一五九条）。要するに、日本法の優先株、償還株などに相当するものと見えよう。株式の譲渡は、定款で禁止制限できぬとし（一六三条一項）ただ発起人の株式は設立登記後一年を経なくしては譲渡できないとする（一六三条二項）。記名株式の譲渡は裏書の方式を要求し（一六四条）、株主名簿の書換を会社への対抗要件とする（一六五条一項）。会社の自己株取得・質得は、特別株の回収、反対株主の買取請求、株式消却の場合のみに限る（一六七―一六八条）。株券は登記後に発行し（一六一条）、その券面には一定事項を記載して、取締役三人以上の署名捺印を要求している上に、主務官庁の認証が要るという厳重さは注目すべきであろう（一六二条一項）。無記名株券の発行も認めるが、その株数は発行済株式総数の二分の一をこえないものと定める（一六六条）。

株主総会は毎年少くとも一回の定時総会と、必要のときに開く臨時総会があり（一七〇条一項）、定時総会は営業年度終了後六カ月内に招集すべきものとする（一七〇条二項）。招集は原則として取締役会が行う（一七一条）。その招集は一カ月前に各株主に通知し、無記名株券の所有者には四〇日前に公告すべきものとする（一七二条一項）。これに対して臨時総会は一五日前に通知、二〇日前に公告と期間を縮めている（一七二条二項）。しかし日本法に比して凡て期間の長いのは、郵便遅延よりは、中国人の悠長さによるものと言えよう。別に発行済株式の四分の三以上にあたる株式の所有株主に、いわゆる少数株主権による総会招集権を認める（一七三条）。総会の決議は、普通決議は発行済株式の総数の過半数を定足数とし、その出席株主の議決権の過半数の同意で成立するとするが（一七四条）、仮決議の方法を明記し、発行済株式総数の三分の一にあたる株主の出席した場合は、その議決権の過半数で仮決議をし、これを各株主に通知して一カ月以内に再び総会を開き、同一条件で同意したときに、正式の決議成立と看做すこととしている（一七五条）。議決権の代理行使、ただし信託業以外は一人で二人以上の株主の委任を受けたとき、その代理議決

権が発行済株式総数の百分の三以上となることを認めず、その超過分は議決権に算入しないこととしている（一七七条）。また一人が委任状を重複して出したときは、最先に到着したものを基準とすると明定し、その委任状は総会五日前に会社に送達すべきものとしている（一七七条三項）。特別利害関係人は、議決権行使を禁ぜられ、代理人としても同様とすることは（一七八条）日本法と同じい。株主の議決権は一株一票であるが、一人の株主が発行済株式総数の百分の三以上を保有するときは、定款をもってその議決権を制限しなければならぬとする（一七九条）。政府・法人株主の議決権は代表者は一人に限られることがないが、議決権行使はその有する株式を総合して計算するとする（一八一条）。総会の議事録は総会後十日以内に各株主に送付することを義務づける（一八三条）など、株主総会の形骸化と、大株主専横を予防する配慮をしていることは好ましいが、中華民国の如く未だ証券資本主義が発達せず、いわゆる企業家株主が支配的な状況下にして初めて妥当であり、日本の如く投資株主が多く、支配的な国ではとり得ない配慮かと考える。営業譲渡・賃貸・譲受は特別決議（発行済株式総数の三分の二以上出席、その議決権の過半数）を要することとすること（一八五条）、その場合、反対株主に保有株式の買取請求権を認めることなどは（一八六条）、日本法と同様である。また総会決議の取消の訴を招集手続・決議方法の法令・定款違反の場合に（一八九条）、無効の訴を決議の内容について法令・定款違反のときに認める点も（一九一条）日本法と似る。

次に取締役については、員数は三人以上とする。ただ株主総会で、行為能力のある株主から選任することは（一九二条）、日本法と異なる。さらに既述の支配人についての消極的資格制限は、この取締役に準用されるので、厳しい。任期は三カ年とする（一九五条）。ただその選任方法には、累積投票の方法を強制していることは注目すべきであろう（一九八条）（この点は創立総会の取締役選任についても同じい—一四四条、一三一条二項）。また補選についても明文をおき、取締役の欠員が三分の一に達したときは、直ちに臨時株主総会を招集して補選しなければならない（二〇一

条一項）。欠員が補選すべき員数に達しないときは、必要に応じて前回選任のときの次点者をもって職務を代行させることができると定めている（同条二項）。報酬は日本法と同じく、定款に定めないときは、株主総会が決定する（一九六条）。

取締役の義務は、詳細に定めていることも一特色で、第一に持株の申告・公告を定める。すなわち取締役は、その就任後、主務官庁にその当時所有する株式の数を申告し（一九七条一項）、その任期中に増減があったときも同様とし、かつ公告すべきものとする（同条二項）。第二に、取締役の忠実義務を定めること、日本法と同様である（一九三条）。第三に競業避止の義務を定め、株主総会の特別決議の要件による同意を要すること及び介入権も（二〇九条二項三項）日本法と同じい。第四に定款・議事録・決算書類の備置・開示の義務なども同じいが（二一〇条一項）、第五に欠損と債務完済不能の場合の責任を定めるが、これは極めて厳しく、立法論としては日本は学ぶべきであると考える。すなわち(イ)欠損が資本の三分の一に達したときは、取締役会は直ちに株主総会を招集しなければならぬとし（二一〇条一項）、(ロ)さらに会社の資産が負債の完済に足りないときは、更生申立（二八二条）をする場合を除き、直ちに破産宣告を請求しなければならぬとする（二一一条二項）。

取締役会の招集は、定款の定めによるが、各任期の第一回取締役会は、得票最高の取締役が招集することとしている（二〇二条）。通知は事由を記載して七日前に通知するを要するが、緊急のときはいつでも招集できるとする（二〇四条）。取締役は自ら出席しなければならぬが、定款で他の取締役が代理出席を認め得るものとし、それは各会の都度、しかも受権の範囲を記載した委任状を要求し、かつ代理人は一人の委任を受けることを限度としている（二〇五条、二〇六条）。取締役は業務執行をきめ、そのきめ方は過半数出席、その過半数とする（二〇二条）。

ところが、取締役が会社の外部に対して代表活動を行うための代表取締役社長の選任は、取締役会で三分の二以上

出席し、その出席過半数で定めるが（二〇八条）、代表取締役たる者は、中華民国の国籍を有し、かつ国内に住所を有する者に限るとする（二〇八条五項）。ただし外国人投資法、華僑投資法によって設立される会社の場合は、この制限がない。この代表取締役社長は、外部に対し会社を代表するのみならず、社内において株主総会、取締役会および常務取締役会の議長にも任ずるものとしている（二〇八条三項）。別に上記の代表取締役社長の場合と同じ方法で常務取締役を選び、その常務取締役をもって構成する常務取締役会の制度を定める。すなわち常務取締役会は、代表取締役社長が招集し、取締役会休会のときに、法令・定款・株主総会および取締役会の決議に従って常時の会社業務執行を定めるものとする（二〇八条五項）。

次に監査役であるが、これも株主総会で株主から選任し、監査役の少くとも一人は国内に住所を有する者であることを要求している（二一六条）。その他の資格についても、取締役（一九二条）、支配人（二一〇条）のそれを準用し、刑罰法令・経済管理法令にふれて処罰された者は欠格となるわけである（二一六条三項）。任期は三年として、取締役と同一任期としていることは（二一七条）、日本法が取締役二年、監査役一年としていることと著しく異なる。その業務の検査には、弁護士または会計士に委任して行うことができることを明定する（二一八条二項）。さらに監査役に株主総会招集権（二二〇条）、取締役と会社との取引につき会社代表権を認める（二二三条）点は、日本の昭和二五年の改正前と似る。

会社の計算については、取締役会は㈠営業報告書、㈡貸借対照表、㈢財産目録、㈣損益計算書、㈤利益配当また損失補塡に関する議案を作り、定時総会の三〇日前に監査役に交付して監査を受け（二二八条）、それを定時総会に提出して承認を受けるが、その承認後、各株主に送付しなければならぬとする点が著しく特徴的である（二三〇条）。ただ、これらの計算書類は、中央主務官庁の定める規則によって作成することを義務づけ（二二八条二項）、総会の承

認は、不法行為があった時以外は、直ちに取締役・監査役の責任解除の効力を保有することは（二三一条）、日本法と異る。

利益配当は、定款に別段の定めがある場合を除いて各株主の有する株式に比例して行うことは当然であるが（二三五条）、もちろんそれは欠損を填補し、法定利益準備金を積立てた上でなければいけないのは勿論である（二三二条一項）。ただその会社の法定利益準備金が資本総額の百分の五十を超えたとき、または利益があった年度に積立てた利益準備金が、利益の百分の二十を超えた時は、株式の価格を維持するために、その超過の部分をもって利益配当に充て得るという弾力的制度を定めている（二三二条二項）。また株主総会の特別決議の方法で現金配当に加えて株式で配当することも認める（二四〇条）。別に、日本と同じ条件で建設利息の配当の制度もある（二三四条）。違法配当があったときは会社債権者はその返還要求、損害賠償請求を行い得る（二三三条）。準備金の制度は、日本法と似るが、法定利益準備金は資本総額に相当するまで積立てさせること（二三七条）、資本準備金の内容は多少異なる。すなわち㈠額面以上の価格をもって株式を発行したときに得た超過額、㈡毎営業年度における資産の評価益から評価損を差引いた額、㈢資産の処分による売却益、㈣合併差益、㈤贈与による所得の五が、その内容となるものとしている（二三八条）。法定準備金は欠損填補と、資本組入れに使用できることは、日本法と同じいが、資本組入れの場合の限度を法定するなど多少異なる（二三九条―二四一条）。なお、繰延資産として計理上処理できるものとして、設立費用（二四二条）、新株と社債発行費（二四三条）のみを認めることは、わが日本法よりやや狭い。帳簿の閲覧請求権を認めず（日本商法二九三条ノ六）、単に帳簿と財産状況の調査のため検査役の選任を裁判所に請求できる権限を、引続き一年以上発行済株式総数の百時の三以上にあたる株主に認めている（二四五条一項）。そして裁判所は、その選任した検査役の報告によって必要と認めたときは、監査役に命じて株主総会の招集をさせることができることとして

いる（二四五条二項）。

「社債」の制度を認めることは、既述したが、その発行総額は、会社の現有の資産総額から負債総額と無形資産総額を差引いた残額を超えないと規制し（二九六条一項）、日本の如く資本金と準備金の合計額という如き形式上の原則をはぶき、実質的財産額を標準としている。さらに、重要なことは、会社が無担保社債を発行するときは、更に厳重として、上記の法定社債総額の二分の一を限度とすると定める（二九六条一項）。その上に、次のような事由のある会社には、社債の発行を禁じている（二五〇条）。すなわち㈠前に発行した社債またはその他の債務について違約または償還・弁済・利子支払を遅延した事実があって未だ解決していないとき、㈡最近三年間または開業後三年未満の場合での営業年度の課税後の平均純利益が、発行する社債に対する年利の総額に達しないときの二がこれである。さらに、このような社債一般の制限禁止の上に、無担保社債の発行のときは、前述の条件の㈡が厳加され、平均純利益が、社債の負担年利の総額の一倍半に達することを要求している。

社債の発行の決定は、株主総会ではなく、取締役会の決議で可とするが（二四六条）、その募集には二〇項目にわたる法定事項を記載した書面を地方主務官庁を経て中央主務官庁に提出して認可を受けなければならぬとする（二四八条）。その社債申込は、法定事項記載の社債申込証によることを要求するが（二五二条）、応募者が現金で無記名債券を買受けるときは、この申込証によることを無用とする（二五三条一項）。そして社債の払込みは、応募者が申込証に記載した金額とするが（二五三条二項）、その払込場所は、銀行の外に、郵便局をも加えていることは、一特徴と言えよう。社債券には、番号、発行年月日と発行条件のほかに、それが担保付のときは「担保」の文字を記載し、取締役が三人以上署名捺印の上（この点は既述の株券と同様）、中央主務官庁またはその定める発行登記官庁の査証を経て発行するものとしている（二五七条）。また社債発行の認可の取消の制度を設ける。すなわちその届出事項に違法ま

たは虚偽があったときは、中央主務官庁は社債発行の認可を取消すこととし（二五一条一項）、この認可取消があったときは、会社はその社債募集を中止し、発行したものは直ちに弁済しなければならぬとし、この取消によって生じた損害に対しては、会社の責任者（既掲、八条参照）が、会社および第三者に対して連帯責任を負うものとする（二五一条二項）。社債の譲渡は、記名社債については、裏書によるものとし、ただ会社に対抗するには社債原簿の上の書換を要する（二六〇条）。担保付き社債の受託者資格は銀行と信託業者に限り、その権限は、応募者の利益のために、発行条件の履践、監督をし（二五五条）、抵当権・質権などの設定・保管の責任を負うものとする（二五六条）。また、わが日本と同じく、「転換社債」の制度も設け、会社はその定めた転換方法によって株式を与える義務を負うものとする。ただし、社債権者は選択権限を有することを失わぬ（二六二条）。社債権者集会の制度も認めるが、多少異なる。すなわち同集会の招集権者は、社債の発行会社、社債権者の受託者、または同期の社債総額の百分の五以上にあたる社債権者とし、社債権者に共同の利害干係のある事項について招集するものとなっており（二六三条一項）、その集会での議決権は、社債の最低額毎に一個とし（二六三条二項）、決議は社債総額の四分の三以上にあたる社債権者が出席して、その出席社債権者の議決権の三分の二以上の同意で行うこととする（二六三条二項）。その決議は議事録を作成して議長が署名し、会社所在地の裁判所の認可を経て公告した後、総社債権者に対して効力を発し、社債権者の受託者がこれを執行することになる（二六三条二項）。ただ、㈠その社債権者集会の招集の手続または決議の方法が法令または社債申込証記載に違反するとき、㈡決議が不当の方法で成立した場合、㈢決議内容が著しく不公平であるとき、㈣決議が社債権者の一般の利益に反するときは、裁判所はその決議を不認可とできる（二六四条）。

次に「新株の発行」については、㈠引続いて二年欠損があるとき（ただし、その事業性質が比較的長期の準備期間を要し、または健全な営業計画があって確実に営利能力を改善し得るものと認めるときを除く）、㈡資産が債務の完済に足りないと

きは、新株の公募を行うことができないと明定している（二七〇条）。もちろん、非公募による新株の発行は認められる。さらに、既述の特別株の一種としての優先株を発行するのは、次の二の場合はできないとも明定するところである（二六九条）。すなわち㈠最近三年間または開業後三年未満の場合における営業年度の課税後の平均純利益が発行済および新しく発行しようとする特別株の利息の支払に足りないとき、㈡発行済の特別株についての約定の利息を期限通りに支払うことができないときと定める。要するに、不健全な増資を押えて、投資者に迷惑をかけることを極力避けさせようとの配慮が、既述の社債の場合と同様に強く働いていることを注目すべきであろう。なお、この新株発行の決定は、取締役会でその員数の三分の一以上出席し、その出席取締役の過半数で定めるものとし、授権資本制をとって自己資本の拡充を、その枠内では株主総会にかけなくても決し得るのであるが、それを公募によって募集するときは、一〇項目に亘る必要事項を記載した届書を地方主務官庁を通じて中央主務官庁に出して、その許可を受けなくてはならぬとする（二六八条一項）。公募によらない場合でも、その引受人が五〇名を超えるときは、同じく主務官庁の許可を要するものとしている（二六八条四項）。

なお、中華民国会社法では、「新株の保留」の制度をおくが、これは日本ならびにアメリカ法における新株引受権の制度と似るが、多少異なるもののようである。すなわち、同法二六七条一項によれば、会社が新株を発行するとき（政府認可の公益事業を除く）新株の総額の百分の十を下らない株式を、従業員に引受けさせるために保留することができるとし、さらにその他は公募一〇日前に公告し、かつ現在の株主に通知して、その保有株式に比例して優先的に引受権を与え得るとするのがこれである。そして従業員のための保留分以外のものについては、その新株引受権を、その保有株式と独立して譲渡することを認めることは（二六七条二項）、日本商法の昭和四一年改正（日本商法二八〇条ノ一〇ノ二）と同じい。

新株の引受申込は、法定事項記載の株式申込証によることを要するが（二七三条）（ただし、引受人が現金で無記名株券を買受けるときは無用）、その募集公告には、主務官庁の許可通知の到達した日から三〇日以内に、㈠株式申込証の記載事項、㈡許可番号とその年月日を、表示することを強制する（二七三条）。そして新株の株金払込は、公募のものは、必ず現金で全額払込を要し、株主または特定人が引受けて公募しないときは、会社の事業に必要な財産をもって現物出資もできることとしている（二七二条）。ただ現物出資が行われた時は、取締役会は監査役の検査を経て主務官庁に報告して、その査定を受けなければならぬとする（二七四条）。

新株引受の取消についても、既述の社債引受の取消の場合と似た実際的処理方法を定める。すなわち株金払込期限を過ぎて引受のないもの、引受を取消したもの、または払込をしなかったものがあるときは、払込を完了した株主は一カ月以上の期間を定めて会社に不足額の引受および払込を催告することができる。その期限をこえて払込が完了しないときは、新株引受人はその引受を取消し、法定の最高利息を加えて払込株金を返還することを会社に請求することができる（二七六条一項）。それとは別に引受の取消によって会社が損害を受けたときは、決議に賛成した取締役が連帯賠償の責任を負うものとしている（同条二項）。別に新株発行の届出事項に違法または虚偽があるときは中央主務官庁が、新株発行の認可を取消すことがあり、そのときは発行中止、発行済のものには、最高利息を加えて返還すべきこととする（二七一条）。こうして新株の引受払込が完了した後に、新株の総数の百分の五以上を有する株主が書面をもって株主総会を招集して、取締役および監査役を改選することを請求したときは、取締役会は直ちに株主総会を招集して改選しなければならないと定める（二七五条）。

定款変更は、株主総会の特別決議でのみ行うが（二七七条）、授権資本の増加は、日本法と異なり、株式の総数を発行した後でなければできないこととする（二七八条一項）。資本の減少は、既述の合名会社の規定を準用して債権者

保護をはかる（二八〇条、七三条、七四条）。そしてこの資本減少によって、新株券を交付するときの処理方法を定める（二七九条）。

中華民国法は、日本法に存する「会社の整理」の制度をおかず、日本法では「会社更生法」（昭和二七年法律一七二号）という特別法としている制度—そしてそれはアメリカの **Reorganization Act** を模範としたものであった—を、公司法の中に「会社の更生」の一節を定めている。すなわち「会社が財務困難のために休業または休業のおそれがあるとき」に、㈠取締役会、㈡引続き六カ月以上、発行済株式の総数の百分の十以上にあたる株式を有する株主、㈢発行済総数の百分の十以上にあたる金額の社債権者のいづれかが、裁判所に請求するものとし（二八二条、二八三条）、裁判所はこの申立を受けたときは、その申立書の副本を中央主務官庁に送付してその意見を求めなければならぬとする（二八四条）。その上で裁判所は会社の業務について学識経験を有し、かつ利害関係のない者を調査委員に選任し、その調査委員は㈠会社の業務と財務の実況、㈡会社が会社法の規定通りに財務を公開しているか、㈢会社の営業が合理的な財務費用の負担を基準にして、なお経営する価値があるか、㈣会社の責任者に業務執行について怠慢または不当の行為があったか、またその負うべき責任、㈤申立事項につき虚偽があるかなどを調査し、三〇日以内に裁判所に報告するものとする（二八五条一項）。その調査委員は財務関係文書、財産の検査ができるが、取締役・監査役・財産の検査ができるが、取締役・監査役・支配人その他の職員は、この調査委員の質問に答える義務があるものとする（二八五条二項）。他方裁判所は会社の責任者に対して七日以内に債権者・株主などの住所・権利の種類などを記載した名簿の提出を命ずる（二八六条）。なお、その間に行うべき会社財産の保全処分（二八七条）、一定の事由がある場合の申立の棄却（二八八条）、更生決定手続などを定め、更生管財人は取締役に当らせるとするが、裁判所は適任でないと認めたときは、債権者・株主の中から選任する（二八〇条）。ただ注目すべきことは、更生監督人の制度をお

き、裁判所が学識経験者または金融機関から選任することとしていることである（二八九条）。

株式会社の解散事由は、日本法とほぼ同じいが、記名株式の株主が七人未満となった場合を加えていることは、注目すべき点である（三一五条）。合併は、株主総会の特別決議を要することはもちろん、それに反対の株主に買取請求権を認めることも日本法と同様である（三一六条、三一七条）。組織変更は有限会社とすることのみを認めることも同じい（三二〇条）。

「清算」には、普通清算と特別清算の両方式が存することも、物的会社として当然と言えよう。ただ裁判所の監督は強力であり（三三八条以下）、「協定」の制度を定めることは注目すべき点と言えよう（三四七条）。すなわち、清算人は監査委員の意見をきき、債権者に対して協定の申出ができるとし（三四七条）、その協定の条件、協定の可決方法（三五〇条）、協定条件の変更（三五一条）を定め、協定の見込みがないとき、協定の実行の見込みがないときは、裁判所は職権で破産宣告をしなければならぬとする（三五五条）。

(6) **株式合資会社**（股份両合公司）　この制度は、日本では昭和二五年の商法改正の際に廃止したのであるが、中華民国公司法は依然としてこの制度を保持している。これは一人以上の無限責任社員と株主から構成される企業形態で、物的会社の長所と人的会社の長所をともに兼ね備えた理想的制度として工夫されたものであるにも拘らず、現実の実践においては、往々にしてその双方の短所が多く現われるところから、この制度を保有する諸外国でも、その利用が少ない。この会社の設立は、無限責任社員が発起人となることとなっているので（三六〇条）、それが上記の如く一人以上でよいことから、発起人は一人でもよいことになる。定款を作成、本店に備付けるが（三六〇条二項）、そして株主を募集する責任を負うものとし（三六〇条）、その募集手続については、既述の株式会社の規定を準用する

（三五八条）。創立総会を、既述の株式会社の株主総会の手続で行い、そこで監査役を株主から選任することとなっている（三六二条）。もちろん、執行機関は無限責任社員があたるが、数人の無限責任社員がある場合についての処理は合資会社の規定を準用して処理している（三五八条）。

(7) 外国会社　中華民国公司法での外国会社は、「営利を目的として、外国の法律によって組織・登記され、かつ中華民国政府の認許を得て、中華民国において営業する会社」（三七〇条）とされ、会社の商号は、中華民国語に訳し、その種類および国籍を表示することを要求される（同上）。その認許の積極条件としては、それが本国において登記され、現実に営業を営んでいるものであり、その認許証が交付された上でなければ、中華民国で営業を行いまたは支店を設置することができないことである（三七一条）。さらに認許の消極的要件としては、次の事項に該当する者は認許を受け得ないとする（三七三条）。すなわち㈠その目的または営業が中華民国の法律、公の秩序善良の風俗に反するとき、㈡その支店を設置しようとする地区が、外国人の居住を制限した地区であるとき、またはその経営しようとする業務が外国人の経営を制限した業務であるとき、㈢認許の申請事項（四三五条）に虚偽の記載があったとき、㈣その属する国が中華民国会社を認許しないとき、の四場合である。

上記のようにして認許を受けた外国会社の権利義務は、同国の内国会社と同一とする（三七五条）。その意味では、文明国一般の採用している内外人平等主義をとるものである。ただ、別に、いわゆる「互恵の原則」を明記し、㈠認許を受けた外国会社は、その業務に必要な土地を買受けることができる。ただし、あらかじめ主務官庁の認許を受け、かつその本国の法律によって中華民国の会社も同様の権利を享受できることを条件とする（三七六条）。㈡その本国の法律によって中華民国会社がその国で株式または社債を募集することを禁止する場合は、その外国会社も中

華民国において株式または社債を募集することができない。ただし、その株主個人が法令の規定によって株券または社債を売買するのは、この限りでないとする（三八三条）。

上記のように、中華民国で営業活動を行うために、一度認許を受けても、その認許を取消すことがあることを定める。その一は、主務官庁による取消であり、他は会社自身の取消請求にする場合である。前者は ㈠認許申請の書類に虚偽の記載があったとき、㈡会社が解散したとき、㈢会社が破産宣告を受けたときは、主務官庁が前記の外国会社認許を取消すものである（三七九条一項）。注目すべきことは、日本法に存するような裁判所による営業所閉鎖処分の制度をおいていないのは希異である。なお、この認許の取消は、債権者の権利および会社の義務には影響しないことを明記する（三七九条二項）。後者は、上記の外国会社認許を受けた会社が、中華民国で営業を続ける意向がなくなったときに、会社自身が申請する場合で、そのときは認許証を添付して取消の請求をすべきこととしている。この場合も、この取消請求前に生じた責任または債務は免れないことは当然である（三七八条）。この認許の取消が行われると、その外国会社は、清算手続を行うべく（三八〇条）、その清算期間中は、中華民国にある財産を国外に移動することを得ないものと定める（三八一条）。

外国会社として認許を受けて活動する場合、中華民国で会社の責任者として、代理人を選定し（三七二条）、かつ同国内でその営業に使用する資金準備を行うことを義務づける（三七二条）。しかもその資金の最低限は、主務官庁がその事業種毎に定めるところによらしめることとする（同上）。

なお、別に臨時営業の届出制度を定めていることも附記すべきであろう。すなわち、常時に営業を営む意向がなく臨時的に代表者を派遣して営業行為を行うに止まるものは、次の事項を中央主務官庁に届出ることとしている（三八六条一項）。すなわち ㈠会社の商号・種類・国籍および所在地、㈡資本総額および設立年月日、㈢目的および代表

者が中華民国で行わうとする法律行為、㈣中華民国における訴訟および非訟事件代理人の氏名・国籍・住所の四項目である。ただこの届出書には、その会社の本国の主務官庁、または代理者が法律行為をする土地の領事の認証を要するとしている（三八六条二項）。

(8) **会社の登記と認許**　中華民国公司法は、別に一章を設けて、各会社の登記と認許についての規定を行っている。これは、既述のように、同国では会社は自由設立主義ではないことはもちろん、日本法などの如く、準則主義でもなく、いわゆる免許主義を採用することから当然のことかも知れない。すなわち㈠先づ第一節共通手続として、登記または認許の申請には、同法の定める責任者が申請書に書類二部を添付して中央主務官庁に、または地方主務官庁を通して申請する（三八七条）。㈡主務官庁はその申請書の補正を命じ得ること（三八八条）、㈢登記申請の転送の制度（三九〇条）、㈣登記の確定（中央主務官庁の登記証券発行時）（三八九条）、㈤登記の公告（官報掲載）（三九四条）、㈥登記事項の証明、閲覧等（三九二―三九三条）、㈦登記番号の表示（会社の社外に対する文書は、必ずこの登記証の番号を表示しなければならない）（三九五条）、㈧解散・合併・支配人の登記（三九六―四〇二条）などを、各会社に通ずる事項として定め、さらに第二節で、合名、合資、有限、株式、株式合資、外国の各会社特有の手続を定める。

(9) **総括**　以上の中華民国公司法の各制度・法条にわたる吟味の上で、総括できることは、同国ではわが会社法の場合と著しく異なって、私的自治の大原則は支配せず、行政権の強力な監督統制下におかれた公司法であることを先ず第一にあげるべきであろう。その意味では日本法における特別業法にもとづく会社の実態に近いと言い得るであろう。しかもその行政権は、中国本土との間に臨戦体制を持続しているそれであることを特記すべきである。

設立の認許制度、自己資本、社債資本の双方にわたる行政規制、さらに取締役・代表社員・支配人などについての人的資格の規制、その上に、会社の財務運営上について規制をも保有するところに、上記のことが明白である。(1)

さらに、第二に指摘すべきことは、同国の公司法は、初代企業家、そして企業家株主支配の公司法体系を維持していることであろう。株式会社には社債の制度があるが、その活用は実際的にはさして巨大なものでなく、他面、政府の特別認許のある場合以外、資金の借用を禁止しているため、英・米の会社と似て、自己資本主義で、その意味では健全企業体制と言えるが、他面には企業資金の不如意から活溌で広汎な企業活動を封ずる結果を免れない。(2) それは一つには、この台湾地区の企業は、殆んどこの第二次大戦後の企業であり、戦前からの日本資本による大企業の大部分は政府・省政府などの公営企業となっており、(3) しかも既述の如く臨戦体制下では、政府の好ましいとしない産業分野に、乏しい資金が濫費されることを極力予防したいとの政策の要求するところでもあろう。この意味では、米軍占領下の沖縄の企業事情と似る面もあり、沖縄では、戦後日本の会社法の屢々の改正にも拘わらず、昭和三六年まで、同地区の会社法は、日本の終戦当時の会社法をそのまま維持したことと同様に妥当な立法態度と言えるのではないかと考える。(4)

しかし、このように初代企業家、企業家株主支配の公司法とは言い条、現実的には、半ば投資家株主の資金拠出を得る必要性の存するため、そうした投資家たる株主、さらには社債権者の保護に法的工夫を行っている点も認めないわけには行かない。しかしそれは主力を、その投資または貸付の意思決定時の保護においていることに特徴を見出す。すなわち設立時の新株式の応募につき、さらに増資の際の新株発行の場合、社債の募集の場合などに、厳格なる規制をおく立法態度である。

さらに附加的に、目立つ特徴を加えるならば、この国の各種の権利行使、通知期間などは、日本法に比して、はる

かに長いことであろう。これは郵便通信事務が、わが国よりも悪いことも一因かも知れないが、中国人一般の慢々的な生活態度、国民性に合わせたものでもあろうかと考える。

最後に、同国公司法の一つ一つの法制度と立法技術は、独仏系の大陸法ではなく、英米法とりわけアメリカの会社法制度に学ぶところが多いようであるが、立法技術的には、わが日本法のそれに最も似ると言えるのではないかと考える。

(1) 中華民国公司法では、同法中に特別の罰則規定をおかず、会社犯罪も一般の刑法上のそれに委しているのは、こうした会社役員の就任資格制限と、一般的な行政監督の強力さのためかと考える。同国では現在のところ、巨大企業は殆んど後述の公営企業となっているため、会社犯罪より重加して規定する必要が少ないかも知れぬが、同国でも一般民間企業も勧奨され、漸く大規模化が進んでいる最近の実情から、日本商法の如き罰則を特設する要があるのではないかと考える。

(2) 米国では、自己資本と他人資本との比率は、七対三位と称される。これが同国の企業の強さであり、多少の不景気にも倒産のおそれが少ない。これに対して、わが国の企業界は、他人資本依存度が高く、とりわけ長期安定資金としての社債ではなく、中・短期資金としての金融機関などからの借入金に依存する度合が極めて多いため、少々の不景気に対しても、簡単に倒産するなどの、もろさを示している。こうした事態にかんがみるならば、中華民国の立法態度は妥当な配慮かと考えるものである。

(3) 既述のように、終戦時に日本政府または日本企業として存した電力、肥料、糖業、油脂、水泥（セメント）などが、殆んど政府直営または、省営企業として運営されており、その企業における比重は、極めて高かった。ただ一九五三年に水泥（セメント）、紙業、農林、工鉱の四公司が民営移管となったが、依然として公営の企業の占める率は高く、台湾銀行の貸付資金も、これらの公営企業に対する部分が全体の六割以上を占める実情にある。なお、この公営と民営との比重関係の詳細は、笹本武治編「台湾の産業構造」（アジア研究参考資料五九集二三一頁以下）、福岡経済同友会「東南アジア諸国への企業進出の条件」（四三年一〇月）一五一頁以下など参照。

（4）沖縄の産業法事情については、拙稿「沖縄の産業法体制」（九大産業労働研究所報、別刷、森教授記念論文集所収）六三頁以下、同上「沖縄産業法の構造と実態」法律時報三二巻六号七四頁以下などに詳説した。なお沖縄の公社制度の実態的調査については、志村治美助教授「沖縄における公社の法的構造とその特異性」（九大法学一一号四七頁以下に詳しい。

追記、本稿第二節註七に掲げた会社統計の地区別統計を入手できたので、次に掲げる。

県市別	総数	無限	両合	有限	股份有限	県市別	総数	無限	両合	有限	股份有限
台北特別市	一四、九一〇	二一	八七	七、五三一	七、三五〇	南投県	一三一	〇	〇	二九	一〇二
基隆市	六八五	〇	〇	一七二	五一三	雲林県	一〇〇	一	一	一二	八六
台中市	九七六	二	一	三〇八	五九一	嘉儀県	四二〇	一	一	一一〇	三〇八
台南市	九七六	四	二	四一二	五五八	台南県	二七三	〇	三	七五	一九五
高雄市	二、〇〇六	一	一	四八二	一、五二二	高雄県	二二九	〇	一	五六	一七二
台北県	二、五二五	三	一	一、〇〇八	一、五一三	屏東県	一七二	〇	一	四一	一三〇
宜蘭県	二六〇	〇	〇	七七	一八三	花蓮県	一四八	〇	〇	三七	一一一
桃園県	三二九	〇	一	八九	二三九	台東県	五三	〇	一	九	四三
新竹県	三四五	〇	〇	一〇五	二四〇	澎湖県	二〇	〇	〇	五	一五
苗栗県	一六八	〇	〇	四二	一二六	陽明山	一九三	〇	一	一〇五	八七
台中県	五七一	一	一	九七	四七二						
彰化県	七三四	一	二	一六九	五六二						